

北翔大学 公的研究資金執行による不正取引に対する措置基準

(目的)

1. この基準は、北翔大学（北翔大学大学院及び北翔大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）が、競争的資金を中心とした公募型の研究資金又は受託研究事業等の委託金（以下「公的研究費」という。）を利用して発注する物品及び印刷物の調達、役務の提供に係る委託、工事の請負その他の契約について、契約の適正な履行を確保するため、取引業者が不正取引、贈賄等を行った場合の措置及びその手続について必要な事項を定めるものとする。

(取引停止等の措置)

2. 本学学長（以下「学長」という。）は、取引業者が別表各号に定める措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて期間を定め取引停止の措置を行う。

(取引停止期間)

3. 一つの事案による取引停止期間は、1か月以上12か月以内とする。
 - (1) 取引停止措置を受けた業者が、その期間中においてさらに別表各号の措置要件に該当することとなったときは、その都度1か月以上12か月以内の範囲において取引停止措置の期間を加算する。
 - (2) 取引停止措置を受けた業者が、その取引停止措置の期間満了後1年を経過するまでの間に新たな事案により取引停止措置をする場合の期間については、2か月以上24か月以内とする。
 - (3) 学長は、取引停止措置を行う場合において、当該業者について、極めて悪質な理由があると認められるとき又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、取引停止措置の期間を延長することができる。
 - (4) 学長は、取引停止措置の期間中の業者が、その事案について情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由が明らかになったと認めるときは、取引停止措置の期間を変更することができる。
 - (5) 学長は、取引停止措置の期間中の業者が、その事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、その業者について取引停止措置を解除するものとする。

(取引停止措置に至らない理由に関する措置)

4. 学長は、取引業者が2項の規定による取引停止措置に至らない場合で、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(取引停止措置の通知)

5. 学長は、2項に掲げる措置を行ったときは、その業者に対し、遅滞なく書面により通知するものとする。

(補足)

6. この基準に定めるもののほか、取引停止等について必要な事項は別に定める。

(基準の改廃)

7. この基準の改廃は、常勤理事会の議を経て学長が行う。

附 則

この基準は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表 取引停止措置要件

措 置 要 件
(虚偽記載) (1) 物品及び印刷物の調達、業務委託、工事等に係る書類の提出に当たり、虚偽の記載等があり、契約の相手方とすることが不相当と認められるとき。
(粗雑な委託の履行又は粗雑品の納品) (2) 業務の遂行に当たり、粗雑に委託の履行をし、若しくは契約書等に定められた事項に関し不正な行為をしたと認められるとき又は物品及び印刷物の納入に当たり、粗雑品を納入し、見積書若しくは契約書等に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。
(契約違反) (3) 物品の調達、印刷物の調達又は業務委託等に関する契約に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。
(贈賄) (4) 取引業者が本学教職員等に対して贈賄行為を行ったと認められるとき。
(不誠実な行為) (5) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

誓 約 書

当社（当法人）は、学校法人浅井学園 北翔大学大学院・北翔大学・北翔大学短期大学部（以下「北翔大学等」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 北翔大学等の定める諸規程を遵守するとともに、不正に関与しません。
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4. 北翔大学等の構成員（教職員、その他関連する者）から、不正な行為の依頼等があった場合には、北翔大学等が定める通報受付窓口に連絡します。

年 月 日

北翔大学・北翔大学短期大学部 学長 殿

(所在地)

(電話番号)

(社名)

(代表者役職・氏名)

印